

# アイエム ニュース!!

冬季号

第27号

2013.2.10

発行

## 【記事の内容】

### ■訪問インタビュー第7回

医療法人社団 半田内科医院

院長 小川 純 先生

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| ■医療法人      | 医療法人における出資持分請求リスク    |
| ■税 務       | 病院・診療所の相続・贈与の税務対策（3） |
| ■経営改善・経営相談 | 保険医療機関の個別指導（続）       |
| ■労務管理 ①    | 改正労働契約法の解説①          |
| ■労務管理 ②    | 人口減少社会における労務管理       |
| ■保険・資産運用   | 先進医療に備える保険           |
| ■損 保       | 安心して医療に取り組んでいただくために  |

### ■ドクターのための「無料個別相談会」のご案内

～税務・会計・人事・労務・医療法人・経営改善・保険・資産運用の無料個別相談サービス～

### ■すぐに役立つ“医業経営強化”のご案内

# 医業経営のご相談は、(有)アイエムが承ります！



■シンボルマークの意味 「すべての地域住民が安心できる医療サービスを受けられるように」と願いを込めて製作しました。

○は、地域社会を表現しており、両手で包みこむように抱きしめ、地球に住む全ての人々が安心して医療を受けられる体制を表しています。また、大切な人の命を支える医療機関のために、私たち“アイエム・コンサルティングチーム”のメンバーが、良質な情報提供やサービスを通してトータル的にサポートする姿でもあります。

青は、青い地球や生きる上で必要な水の色。緑は、安心して良質なサービスを表現。黄は、未来の医療のさらなる発展を願い、貢献している！という思いを込めています。

# ～訪問インタビュー 第7回～

## 医療法人社団 半田内科医院



半田内科医院 外観



理事長 半田 詮 先生

### 【医療法人社団 半田内科医院 沿革】

昭和46年 半田詮医師が半田内科医院を開業  
平成8年 小川純医師が勤務  
平成15年 鍛冶恭介医師が勤務

### 【法人概況】

所在地：石川県金沢市小立野3丁目28-17  
診療科目：内科、胃腸科、循環器科  
病床数：無床

### —貴法人の特徴を教えてください。—

当法人は、現理事長である半田詮医師が昭和46年10月10日に半田内科医院を開業したのが始まりです。当法人は、金沢大学附属病院や金沢医療センターが車で5分程度の距離にある小立野に位置します。近隣には他の先生が開業しておられる診療所とともに、社会福祉法人、高齢者複合施設、大学などの教育機関、警察などの行政機関があり、あわせて住宅が建ち並んでいる地域です。バス等のインフラが整備されており、また山側環状等の主要道路も近く、暮らしやすい地域であるように感じます。

医療・介護の面について、近隣に大きな病院や他の医療機関等の先生方が多くおられる地域であり、非常に連携を取りやすいことは、当法人及び当地域の特徴の1つではないかと考えます。患者さんの状態等に応じて他の医療機関等とお互いに患者さんを紹介したり連携をすることで、より早期に患者さんの健康状態を回復へ導く体制の整った総合的な医療提供地域であると考えています。

そのような環境下で当法人は、理事長である半田医師を中心に計3名の常勤医師（半田詮理事長、小川純院長、鍛冶恭介副院長）の3診体制で診察にあたっています。半田医師と小川医師は主に循環器疾患を、鍛冶医師は主に消化器疾患や肝臓病を専門分野として診察を担当しています。また、糖尿病に関しては金沢大学附属病院から専門医が応援に来て下さり、最新の知見のもとで、私共のカルテを見て頂き専門家の立場から助言を頂くこともあります。疾患の多様化や診療の高度化に対しても、医師3名を中心に幅広い疾患に対応できることや、看護師6名・事務職員4名とともに、往診・外来等も含め柔軟に対応できることが当法人の特徴であると考えます。

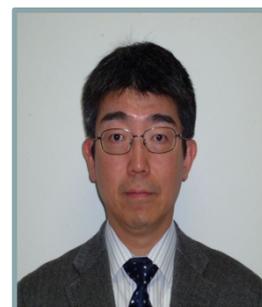
### —患者満足度向上のためにどのようなことを実践していますか？—

患者さんは1つの病気だけを持っておられるとは限りません。患者さんへの診察対応について例えば、医師3名の診察室を互いに行き来し専門分野にあわせて共同で患者さんを診察する、胸部写真を複数の医師が読影する、胃透視の写真や腹部エコーをダブルチェックする等の行動を通して、判断ミスやチェックモレが最小限の状態に保ち、かつ専門的知識を最大限に活かして、よりよい医療を提供させて頂けるような体制にしています。また、医師が複数いる点を活かし、学会等にも積極的に参加することで、絶えず最新の診療を患者さんへ提供できるような体制にしています。

また、往診は医師3名と看護師全員が対応をさせて頂くようにしています。また、日常の診療については、医師は毎日2名以上配置し少なくとも1名が外来担当、1名が往診担当として切れ目なく対応できるようにしています。あわせて、2診体制で患者さんに医師を選んで頂けるようにしているのも特徴です。



院長 小川 純 先生



副院長 鍛冶恭介 先生

医院設備について、3年前に建て替えを行いました。その際に幾つかの点に工夫をしました。例えば、院内の受付カウンターの横側に、患者さんが当法人スタッフと対面で座って頂いて、ご自身の健康状態について当法人のスタッフと話しながら問診表を記載して頂くことのできるカウンターを、受付とは別で設けました。患者さんにご自身の健康状態が良くないと不安や心配で精神的にも落ち込んでしまわれます。このカウンターの場で、医師の診察前に医師以外の職員にもゆっくり話をして頂いて、少しでも不安を緩和して頂ければと願い、このカウンターを作成しました。

また、同時期にレントゲン機器を既存のものからサイズが小型で設置スペースが少なくてよい物に買い替えました。それにより空いたスペースを、これまであまりスペースが広がらなかったトイレ部分の拡張用に充てました。そうすることで、車イスの方や付き添いを要する方も、不自由なくご使用頂けるように構造を変えるといたことをしました。

院内の待合室にはテレビを置いていませんが、それでも待ち時間を少しでもより快適に過ごして頂けるよう、心地よい空間を意識した色合いや構造になるよう心がけました。

患者さんとの情報共有について、当法人が開設しているホームページ上で幾つかの独自ページを設けています。随時更新をする各医師の診察予定表カレンダー、健康にまつわる話題を記す「平成養生訓」、患者さんとの情報のやりとり（例えば採血の結果をすぐにお知らせする等）を行う「ケアメール」、患者さんのお役に立てそうなワンポイント情報やトピック記事を掲載する「TOPICS」欄、などの情報公開ページを設置しています。



自然の光や緑を多く採り入れた待合室

#### 【編集後記】

平成24年診療報酬改定において、現行の在宅療養支援診療所について新たに機能強化型在宅療養支援診療所の区分が設けられ、複数医師による在宅支援強化が診療報酬に反映されました。当院のように、各専門領域を有する複数医師が自院に所属し、他院とも連携をして地域の患者さんの健康維持を担保する体制の診療所が、今後ますます地域医療の拠点になると感じます。

(聞き手：アイエム医業経営コンサルティングチーム 笠田圭介)

## —スタッフ教育面で特に重視していることを教えてください。—

3か月に一度実施している接遇研修には、医師と職員全員が参加をしています。

また、毎月院内職員全員でミーティングを行っていますが、例えば院内展示物・掲示物などを取替えたり椅子の配置を変えるなど、できる限り患者さんの立場・視点に立ってみて最善の空間となるよう、全員で意見を出し合い、改善すべきところはすぐに実行することを心がけています。前述の患者さんとの対面カウンターやトイレ拡張なども、ミーティングの場で職員から出た意見です。

インシデント、アクシデント、ヒヤリハット等の事象は逐一全員で共有することや、極力一緒に食事をする場を持つようにするなどを通じて、よりよい人間関係を構築するよう心がけています。

職員全員の行動については加点型の人事評価を行っており、より前向きに患者さんのために行動できた職員に対して評価をさせてもらうようにしています。

## —地域医療の問題点や貴法人の目指す今後の方向性を教えてください。—

問題と感じる点の1つに、ご自宅に1人でお住まいのご高齢な方や認知症の方が多いこと、またそういった状況にある方に対する医師などの医療職による支援について、まだまだすべての方をカバーできていない状況にあるということがあげられます。小立野地区から金沢駅付近にかけての地域にはご高齢な方が大変に多く住まわれており、こういった課題は喫緊の解決すべき問題です。民生委員の方などとの連携や、既存の様々なネットワークを通じて、一日でも早くよりよい状態にしていかなければなりません。また、診察等に来れなくなった方の安否確認や健康状態の把握などは、地域全体で取り組まなければ解決しないことです。

当法人は、常勤医師3名と看護師等の専門職員がおり、切れ目なく誰かが必ず対応をさせて頂ける体制をとっています。

患者さんや地域の方々が「どこへ行けばいいかわからないから、とりあえずここへ相談に来た」と言ってくれるような、安心できる「よろず相談所」を目指し今後も日々対応をさせて頂きたいと思えます。

## 医療法人における出資持分請求リスク

### 【はじめに】

出資持分を有する医療法人（特に病院を経営する医療法人）が抱える経営リスクについては当欄でも過去に取り上げてきました。

あらためてその経営リスクを確認しますと、以下の通りとなります。

### <リスク① 出資持分の払戻請求によるリスク>

出資持分を有する医療法人の大半の定款には、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払い戻しを請求することができる」とあります。つまり、出資者に出資持分相当の払戻請求権が付与されているケースが多く、**出資額に対して内部留保利益の大きい医療法人の場合、払戻請求権の行使により病院経営が危うくなるほどのキャッシュアウトが発生**する可能性があります。

しかもこれは、**出資者が生存中に退社した場合・死亡による退社をした場合の両方に適用**されます。

### <リスク② 出資持分に係る相続税リスク>

被相続人（例えば理事長）の出資持分を医療法人の後継者が相続した場合、出資持分は原則として時価評価（出資金＋利益剰余金等）されるため、相続人に莫大な相続税が課されるリスクがあります。

### 【出資持分の払戻請求とその対応】

平成23年4月に四病院団体協議会が、全国の病院を経営する医療法人を対象に行ったアンケート調査の結果である「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査報告書」によると、実際に出資持分の払戻請求を受けたことのある医療法人は、出資持分を有する医療法人の12.9%となっています。払戻請求の主な理由としては、出資者である役員が退職したことに伴う請求や、死亡退社した出資者の相続人が相続税支払のために請求する、という内容になっています。

その払戻請求への医療法人側の対応としては、**支払が困難であるため借入金によって対応するケースが31.6%、法人資産の一部処分が3.2%**となっており、出資持分の払戻請求によって、法人経営に少なからず影響が出ています。

### 【まずは現状把握を】

上記のようなリスクを回避するためには、出資持分あり医療法人の形態を「出資持分なし医療法人」の形態へ移行すること等、時間をかけて対策を講じることが重要です。

そのためには、出資持分に起因するリスクがどの程度あるのかという現状把握をすることが第一歩となります。出資持分を時価評価したらいくらになるか、「出資持分を相続した場合の相続税はどの程度になりそうか」、「払戻請求があった場合にどのような対応を取ることができるか」などを、顧問税理士等とともに確認作業を勧められてはどうでしょうか。

税務・会計



税理士法人 ノチデ会計  
代表税理士 後出博敏

#### \*会社紹介\*

昭和51年創業。スタッフ(28名)の中に、税理士・医療経営コンサルタント・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生士などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医療分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医療経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。また、(一人医師)医療法人化・特定医療法人及び基金拋出型医療法人等への持分なし医療法人化、「医療経営塾」等の各種セミナー開催、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。

URL [http://nochide\\_kaikei.tcnf.com](http://nochide_kaikei.tcnf.com)

# 病院・診療所の相続・贈与の税務対策(3)

## 〈生命保険金・退職金〉

Q

医療法人からの死亡退職金や生命保険金には相続税の申告に際し、一定の非課税枠があると聞いていますが、支給に際し注意すべき点を教えてください。

A

相続税法では死亡退職金や生命保険金については法定相続人1人当たり500万円の非課税枠があります。また、退職金支給により医療法人の株式評価も下がります。

### 1 生命保険金の取扱い

生命保険の死亡保険金を受け取った場合、誰が保険料負担者なのか、誰が保険金受取人なのかによって税金が異なります。

保険料負担者が自分自身に掛けた保険金の受取人が法定相続人である場合は、税法上、死亡保険金は被相続人から相続されたものとみなされます。ただし、生命保険金は故人が死亡した後の遺族の生活の支えとなるものですから、社会政策的な見地上、次の一定金額については相続税が課税されないようになっています。この非課税金額までは無税で取得できるのです。

《生命保険金の非課税枠》

500万円×法定相続人数＝非課税金額

- ①ただし、死亡退職金の非課税枠とは別枠になります。
- ②法定相続人の数は相続の放棄がなかったものとして計算します。
- ③養子がある場合、実子がいる場合には1人、実子がない場合には2人までしか法定相続人の数に加えることはできない。

### 2 退職金の取扱い

医療法人が理事に支給する死亡退職金も生命保険金と同様、みなし相続財産となり相続税の課税対象となりますが、この死亡退職金に関しても生命保険金と同

額の金額について、非課税扱いとされています。

また、医療法人が理事の遺族に弔慰金を払った場合、弔慰金の額が社会通念上、香典・見舞金等として相当と認められるときには遺族には課税されず、法人は損金に算入できます。つまり、相続税の計算では死亡原因に応じ、次に掲げる金額までは弔慰金として取り扱われ、相続財産として課税されないことになっており、これを超える金額は退職手当等として相続財産とみなされることになっているのです。

《弔慰金の非課税枠》

- ①業務上の死亡の場合・・・最終報酬月額×36カ月分
- ②業務上以外の死亡の場合・・・最終報酬月額×6カ月分

また、生前退職金には、一定額を超えると退職所得として2分の1にしてから課税されるとはいえ、累進の高い所得税等がかかります。その税引き後の金額に将来的には相続税が課税されるので、二重に課税されるともいえるでしょう。退職金をいつ払うか検討が必要です。

《退職所得の範囲とその金額》

(その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2

※退職所得控除額

- ⇒ ・勤続年数20年以下  
40万円 × [勤続年数 (1年未満の端数切上げ)]
- ・勤続年数20年超  
80万円 + [70万円 × (勤続年数 - 20年)]

ところが、気をつけないといけないのは、法人税法上では、損金算入となる退職金部分と損金不算入となる退職金部分とがあることです。法人税法上は、原則的に支払った退職金は損金算入されますが、退職した役員に対して支給した退職金のうち、不相当に高額な部分の金額は損金算入されません。よって、妥当とみなされる退職金を支給することが、法人税法上ではポイントとなります。

法人税法、所得税法、相続税法と非常に複雑な税務的見解がありますので、これらをよく理解し、上手に退職金の支給を受けることがポイントといえるでしょう。

税務・会計



\*会社紹介\*

昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出(行政書士業務)を主な業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。

今村会計事務所  
所長・税理士 今村 修

URL <http://imamura.ne.jp/>

今回も前回に引き続き、保険医療機関の個別指導をテーマにお話しさせていただきます。下記の事例も含め、改めて普段からのレセプト点検の重要性を考えさせられます。

実際、支払基金、国保連、患者さまからの問い合わせ等による情報提供により、個別指導が行われたケースもございます。

### 【福井】 保険医療機関指定 不正請求で取り消し Kクリニック 福井

近畿厚生局は19日、診療報酬を不正請求したなどとして、福井市K町のKクリニックの保険医療機関指定の取り消しを決定したと発表した。指定取り消し日は今年26日。また、平成18年12月から23年7月までの不正請求分を返還させるとしている。

同厚生局福井事務所によると、23年8月に個別指導を行い、同年12月8日～24年7月27日に7回監査を実施したところ不正請求が分かった。監査判明分だけで、運動リハビリテーションを30分しかしていないのに40分したとして診療報酬(保険点数)を付け増したり、実際に行った保険診療を保険点数が高い別の診療に振り替えるなどして、計26人分33件で12万1940円を不正・不当に請求したとしている。

今月14日の近畿地方社会保険医療協議会で保険医療機関の指定取り消しが妥当との答申があり、同厚生局が決定した。

【MSN 産経ニュース 2012.12.20】

また、石川県でも昨年、公的病院が診療報酬の不適切請求で約1億3,395万円返還することになりました。

「患者さまから見た素朴な疑問」「事務職員側から見た要因」「医師側・診療側から見た要因」とそれぞれに原因があり、返戻・査定につながる場合もございます。

「ただ単に審査が通るだけでいいのか?」「病名に対する検査が妥当なのか?」「算定漏れはないのか?」「返戻・査定の対策は?」今一度、院内での点数の算定の在り方、点検・請求の仕方等確認することをお勧めします。

レセプトを外部委託されているクリニック様もございますが、弊社ではセカンドオピニオンとしてレセプトチェックを始め、受付業務指導、個別指導対策等のご相談を受け付けております。

不明点や不安な点がございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

経営改善  
経営相談



#### \*会社紹介\*

平成19年6月、税理士法人 畠税理士事務所(現 畠&スターシップ税理士法人) 医業コンサルティング部を法人化。  
立地探しから行う開業支援や、法人設立支援、病医院のための友好的M&A、ISO審査など、畠経営グループの組織力を活かしたコンサルティングを展開。

株式会社メディカ・コンサルティング  
代表取締役 松浦実利

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>

労働契約法の一部を改正する法律が平成24年8月10日に公布されました。この改正では、有期労働契約※について、次の3つのルールが新たに設けられました。

※有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。

#### 1 「雇止め法理」の法定化（平成24年8月10日施行）

一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

#### 2 無期労働契約への転換（平成25年4月1日施行）

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換させなければならないルールです。

#### 3 不合理な労働条件の禁止（平成25年4月1日施行）

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

今季号から数回に分けて、新たな3つのルールを解説します。

今季は、「雇止め法理」の法定化をみていきましょう。

#### ◆◆ 1 「雇止め法理」の法定化 ◆◆

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により終了します。こうして雇用関係が終了することを「雇止め」といいます。雇止めについては、労働者保護の観点から、過去の最高裁判所により一定の場合にこれを無効とするルールが確立しています。今回の法改正によって、それが労働契約法に条文化されました。

対象となる有期労働契約	① 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの ② 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの
要件と効果	上記の①②のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めは認められず、従前と同一の労働条件で有期労働契約が更新されます。
必要な手続	条文化されたルールが適用されるためには、労働者から有期労働契約の更新の申込みが必要です（契約期間満了後でも遅滞なく申込みをすれば条文化されたルールの対象となります）。

今回紹介した「雇止め法理の法定化」は、すでに施行されています。有期労働契約で雇用する場合は、就業規則において更新の基準等を明確にしたり、採用の際、有期の雇用であることを理解してもらうことが大切です。次回は、無期労働契約への転換について解説します。

#### 労務管理

畠総合マネジメントオフィス  
社会保険労務士法人ツインズ  
野々市事務所代表社員  
特定社会保険労務士



畠 康 祐

#### \*会社紹介\*

当オフィスは30年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りに努め、クライアントの皆様と共存共栄を図っていきます。

URL <http://www.hatake.biz>

昨年末の総選挙において与党民主党は大惨敗を喫し、自民・公明両党による安倍内閣が発足しました。安倍総理の「日本は良くなる！」という強いメッセージが、実際に政策が動き始める前から日本の円安、株高につながっているのは確かなことですね。「景気」の「気」は気分の「気」とはよく言ったものです。今年は、私も「景気が悪いですね」というのは口にしないでおこうと思っています。

今回は、高齢化社会の問題を取り上げてみたいと思います。本当のところの高齢化の問題って何なのでしょう。

日本の2012年4月1日現在の総人口は1億2765万人となっており、前年同月より5万人減少しています。またこの5年間連続で減少しているものが、新成人の人数と結婚組数です。

2013年の新成人の人口は122万人で昨年と同数になっており、ピークだった1970年の246万人の半数となっています。また、新成人人口の総人口に占める割合は3年連続で1%を割り込んでいます。もう一つの結婚件数のほうは、2010年に70万組を割り込み、2012年では67万組となり、減少が続いています。

そして、2012年の出生数は、1899年以降で最小の103万人となり、日本の若返りは、当然ですが、期待できない状況となっています。

これらの数字は何を表しているのでしょうか。現在の日本は4人に1人が「65歳以上」、3人に1人は「非正規社員」という社会になっています。要するに団塊の世代の引退とともに、お金をたくさん使う人、使える人が大幅に減ったということですね。

一昔前の日本は「1億総中流」と言われ、良くも悪くも国の強さの源泉でした。今、国が非正規社員対策に躍起になっているのは、現役世代の雇用を安定させ、所得を増やす必要があるからなんです。

以上のような事情から、非正規社員対策として、平成25年4月1日に改正労働契約法が、施行されます。改正法の内容は次の3つになっています。

- ① 無期労働契約への転換  
有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換になります。
- ② 「雇止め法理」の法定化  
最高裁判例で確率した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになります。
- ③ 不合理な労働条件の禁止  
有期労働契約者と無期労働契約者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

実務的には、①番に注意することが必要です。期間を定めて雇用している職員がいる場合に、いつの間にか5年が経過して、正職員にしなければならなくなったなんてことの無いように今のうちに、労働条件通知書や就業規則の整備をしっかりと行っておきましょう。

### 労務管理



#### \*会社紹介\*

私共の事務所は、完全経営者側の社会保険労務士という考え方に立っています。使用者と労働者の関係が複雑化する中で、少しでも経営者のお役に立てるようあらゆる面でのサポートを心がけており、よりよい職場環境作りのお手伝いをさせていただいております。

# 先進医療に備える保険

## ◆医療保険の特約で備える先進医療

先進医療に対する保障は、単品では契約できず、医療保険の特約として加入することになります。先進医療に該当するすべての治療が保障対象となる「先進医療特約」のほか、保険会社によっては、がんに関する先進医療に特化した「がん先進医療保障特約」を取り扱う会社もあります。がん先進医療特約はがん保険に付加できますが、同じ保険会社の商品で先進医療保障特約と両方契約することはできません。そのため、通常の医療保険に先進医療保障特約が付いている場合は、がん先進医療保障特約を選択することができません。

## ◆先進医療保障特約は更新タイプが主流になる!?

先進医療保障特約は、おおむねどの保険会社でも一定の保障内容がカバーされていますが、細かく見ていくと各社それぞれに特徴があります。図表1に、各社の保障内容を比較する際のチェックポイントをあげてみました。まず、特約の保険期間は終身タイプと10年などの更新タイプに分かれます。特徴的なのは、更新タイプは主契約の医療保険が終身でも、先進医療に関する特約は決められた年数の更新となる点です。

先進医療に該当する治療は随時見直されています。更新タイプは、将来、対象となる治療の範囲など、保障対象に大幅な内容変更が生じた場合、更新のときに保険会社が軌道修正できるように設計されているのです。一方、終身タイプは、内容変更に伴う影響があった場合でも、保険会社は軌道修正する機会がありません。こうしたことから、今後は更新タイプが主流になっていくと考えられます。

なお同じ更新タイプでも、自動更新できる期間は、最長70歳のもの、終身のもの、など各社で取り扱いに差があります。主契約の払込終了後にも先進医療保障特約の保険料の支払が続くケースがあるため、支払い方法も含め、更新内容については加入時に確認が必要です。

## ◆給付額の上限は引き上げ傾向に

次に給付額です。先進医療に該当する治療を受けた場合の給付額は技術料と同額としている会社が多いようです。ただし、技術料に応じて基本給付額の0.2~100%といった給付倍率を決めている会社もあります。給付額の上限も各社で取り決めが異なり、通算では2,000万円が最大です。

一方、通算500万円程度に設定している会社もありますが、昨今の先進医療への関心の高まりから、各社の通算の上限は引き上げられる傾向にあります。また、「1療養につき最高500万円まで」というように、1回当たりの給付額に上限を設ける会社もあります。

## ◆宿泊費や交通費に対応するタイプも

珍しいところでは、技術料に加えて、交通費と宿泊費が支払われるタイプがあります。こうした保障内容の背景には、先進医療に該当する治療は、限られた医療機関でしか受

けられないという事情があります。例えば重粒子線治療は、治療を受けられる施設が群馬、千葉、兵庫の3か所しかありません。多くの場合、10~40回程度の通院が必要になり、実際にこの治療を受けるためには、施設まで自宅から通うか、施設近くのホテルやウィークリーマンションに滞在することになります。こうしたケースでの出費も想定した保障内容になっているのです。

また、一部の保険会社の商品では、技術料の支払いとは別に、5~15万円程度、または、給付金の10%などといった先進医療一時金(見舞金)が付きます。こうした一時金も、交通費や宿泊代などに充てることを想定しているようです。なお先進医療一時金の支払い条件にも「1年間で5回まで」「療養の開始日から60日に1回が限度」などといった条件があります。

## ◆使い勝手の良さを追求した直接支払いサービス

使い勝手という点で便利なのが、直接支払いのサービスです。これは先進医療に該当する治療を受けた場合、その費用が医療機関に直接支払われるものです。先進医療に該当する治療を受けた場合、たとえ保険に入っていても一度は自分で治療費を支払わなければなりません。先進医療に該当する治療には数百万円の技術料が掛かるものもあります。そのためまとまった資金が無ければ、予定外のタイミングで金融商品を解約したり、たとえ借りてでも一時的に治療費を立てなければならず、生活者の負担になります。

## ◆既契約者に便利な中途不可

ここ数年で先進医療保障特約を取り扱う会社が増えましたが、それ以前に契約した医療保険には、先進医療がカバーされていないものも多くあります。すでに医療保険に加入している人が先進医療保障を付加した場合に有効なのが、先進医療保障特約の中途付加です。会社や商品によって、中途不可ができる場合とできない場合があります。また同じ会社で扱う医療保険でも比較的新しい契約には付加できても、古い契約には付加できない場合などがあるので注意が必要です。

**図表1 ■ 先進医療保障特約のチェックポイント**

- ① 給付金額はいくらか
- ② 終身で付加できるか
- ③ 定期型であれば更新内容はどうなっているか
- ④ 直接医療機関に支払われるか
- ⑤ 交通費・宿泊費が出るか

**保険・資産運用**

株式会社リスクマネジメント  
ラボラトリー  
金沢支店長 原 勝 志



**\*会社紹介\***

平成12年5月設立、本支店11拠点。全国21都道府県（北陸3県含む）の医師会・医師協同組合と連携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。

URL <http://www.rml.co.jp>

# 安心して医療に取り組んでいただくために

(有)アイエムでは、万一の場合に備え、ご希望に応じてご利用できる制度をご案内しています。下図をご参考に、現在の加入状況についてご確認ください。

## =医師会会員向け損害保険メニューのご案内=

区分	想定される主な損害やニーズ	対応するサービス	備考	加入状況 チェック
経営者リスク	病気やケガによる診療所休業に伴う収入逸失	所得補償保険	団体 (30%割引)	<input type="checkbox"/>
	経営者の死亡による借入金返済、事業継続のための資金逸失	生命保険	団体定期	<input type="checkbox"/>
	役員の退職に伴う、慰労金の支払いが発生			<input type="checkbox"/>
医療業務リスク	医療行為に基づく賠償責任	医師賠償責任保険	団体 (20%割引)	<input type="checkbox"/>
	医療施設(建物・設備)や給食に基づく賠償責任			<input type="checkbox"/>
	医師賠償責任保険に追加できるその他の賠償責任	医療機関に関する各種保険		<input type="checkbox"/>
	第三者への損害賠償に関する補償 ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償	個人情報漏えい保険		<input type="checkbox"/>
	針刺し事故等の従業員の労働災害	医療保険		<input type="checkbox"/>
外的リスク	診療所における火災・風災・雪災等 (建物、什器・備品)	火災保険 (ビジネスオーナーズ)	主契約 + 休業損害  食中毒・感染症 担保追加条項  業務用通貨 特約	<input type="checkbox"/>
	火災等による建物損壊、または感染症による休業に伴う収入逸失			<input type="checkbox"/>
	盗難による売上金等の逸失			<input type="checkbox"/>
	自動車事故による車両の破損、搭乗者の傷害および第三者に対する賠償責任	自動車保険	集団扱 (5%割引)	<input type="checkbox"/>

※団体、集団扱の保険については、個人で加入されるより有利な制度となっています。

業務運営



有限会社アイエム  
チーム責任者 山下 勝 広

\*会社紹介\*

当社は石川県医師会の関連団体として、数多くの会員の先生方に加入いただいています団体契約(医師賠償責任保険・所得補償保険など)、その他損保・生保の取扱代理店として、保険の販売を行っています。

また平成15年10月に当社全従業員の同意のもと、医療経営コンサルティング業務を導入しコンサルティングチームを結成して、セミナーの開催・個別相談・ニュースの提供を通じて、医療経営の諸問題に対するアドバイスや役立つ情報の提供を行っています。 URL <http://www.im-med.co.jp/>

## 【 医業経営「無料個別相談会」のご案内について 】

毎月1回、

# 税務・会計・人事・労務・医療法人 経営改善・保険・資産運用の

無料個別相談サービスを実施していますので、お気軽にご利用ください。

★ご相談を希望の方は恐れ入れますが、下部「よろず相談窓口」宛にお申し込みください。  
予約制となりますので、相談日の1週間前までにはお申込みをお願いいたします。

※ご相談いただきました内容等につきましては、守秘義務を厳守いたします。

	時間帯は、[1部][2部]のいずれかからお選びください。	[1部] 14時～15時30分	[2部] 15時30分～17時
相談日	平成25年2月7日(木)	6月 6日(木)	10月 3日(木)
	3月 7日(木)	7月 4日(木)	11月 7日(木)
	4月 4日(木)	8月 1日(木)	12月 5日(木)
	5月16日(木)	9月 5日(木)	
※毎月原則、第1木曜日に定例開催(但し、1月5日は第3木曜日に開催)			
相談会場	場所:石川県医師会・日赤共同ビル2階 石川県医師協同組合・(株)アイエム 会議室 住所:金沢市鞍月東2丁目48番地 TEL:076-239-3820		
コンサルタント	後出 博敏 (税理士法人ノチデ会計)、 今村 修 (今村会計事務所) 畠 善昭 (畠&スターシップ税理士法人)、 松浦 実利 (㈱メディカ・コンサルティング) 畠 健祐、畠 康祐 (社会保険労務士法人ツインズ) 末正 哲朗 (末正社会保険労務士事務所) 原 勝志 (FP、㈱リスクマネジメント・ラボラトリー)		

【個別相談会申込書】		
医療機関名		
ご氏名	( 役職: )	
ご氏名	( 役職: )	
TEL	( ) -	参加予定人数 ( 名)
FAX	( ) -	
ご希望日時:	月 日(木)	1部・2部 のいずれかを○で囲んでください。
ご相談内容:	税務・会計・人事・労務・医療法人・ 経営改善・保険・資産運用 のいずれかを○で囲んでください。	

<お申込み先>

「よろず相談窓口」  
アイエム医業経営コンサル  
ティングチーム  
担当:山下、村井

FAX: 076-239-3821

※詳しくは(株)アイエムのホームページをご覧ください。 <http://www.im-med.co.jp/>

# すぐに役立つ“医業経営強化”のご案内



～ご興味がある項目に**チェック**を入れて下記までFAXをください。～

概略は裏面にございます！

## <合法的な節税対策>

- 所得税の節税対策(個人経営)
- 所得税の節税対策(法人経営)
- 法人の節税対策

## <決算対策>

- 医療法人の決算対策
- 遡増定期保険対策

## <生命保険対策>

- 生命保険対策…管理表作成

## <開業5年目対策>

- リース対策

## <事業承継・相続・贈与対策>

- 贈与対策
- 相続対策

## <退職金対策>

- 適正退職金額の算出
- 最適な退職金積立の方法
- 退職金額の充足度
- 退職金のメリットとは？

## <所得補償保険対策>

- 適正な掛け方とは？
- 所得補償保険の意外な事実
- 医療法人の所得補償のかけ方

## <出資金評価額対策>

- 出資金評価の算出と対策
- 出資金の危険性

## <医師賠償責任保険対策>

- どこまでカバーすべきか？



近日中にご連絡の上、**良くなる資料**をお届けいたします。  
またご希望により個別相談もお受けいたします。

【資料請求・個別相談申込書】

FAX: 076-239-3821

貴院名		
ご連絡先	TEL	FAX
お申込者名	(役職等: )	

担当: 山下、村井

(お問合せ先)



有限会社 **アイエム** (石川県医師会関連団体)

TEL: 076-239-3820 FAX: 076-239-3821

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地 石川県医師会・日赤共同ビル2階

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。<http://www.im-med.co.jp/>